

事務連絡
令和8年2月19日

関係各位

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

令和8年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・就職時期である4月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしており、来年度も同月間中に若年層に向けた広報啓発を実施予定です。

つきまして、詳細については後日改めて通知いたしますが、下記のとおり実施を予定しておりますので、本月間の実施に向けた準備を進めてくださいますようお願いいたします。

記

1 実施期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）までの1か月間

2 実施主体

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

3 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等



4 重点事項

以下の事項について重点的に普及啓発を図る。

- (1) 若年層が身近な関係性の中で無自覚に加害行為をしてしまったり、性暴力被害に遭ったりすることを周知し、加害につながる行為の予防を啓発するとともに、若年層に対する性犯罪・性暴力は決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 性暴力被害の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、性暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。
- (3) こども・若者（男性を含む。）の性被害について、集中的に広報・啓発を行うこと。

5 主な実施事項

本月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなるよう、関係機関・団体等との連携協力の下、地域の実情に応じて、以下の活動を実施する。

- (1) ポスターの作成・配布のほか、インターネット、SNS、交通広告等のメディアを利用した広報活動を行う等、取組のより一層の広がりを目指し、効果的に広報・啓発を実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、若年層の性暴力被害予防のための啓発活動を実施する。
- (3) 被害者に対する相談支援活動の一層の充実を図る。

以上

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

TEL : 03-5253-2111 (内 37579、37549)

Mail : i.danjo-e-vaw@cao.go.jp

令和8年度「若年層の性暴力被害予防月間」の主な取組について

政府では、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開。

【実施主体】

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

【主な実施事項】

1. ポスター、啓発カード等の作成・配布(大学・短大、高校・高専・特別支援学校高等部、自治体、各省、関係団体)
2. 性暴力防止に関する動画の作成
3. インターネット、SNS、鉄道広告、図書館等を活用した広報



<二つ折り啓発カード(表面・中面)>



<啓発カード(表面・裏面)>



<動画(案)(15秒)>



<令和7年度作成動画(30分)>



<ポスター/ステッカー(案)>

<ウェブサイト/3月上旬更新予定>

令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html



何も言わないから、
いいのかと思った。

相手にとっては性暴力。

行動や発言が

その「無自覚」な

相手の同意のない性的な行為は性暴力です。

性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。性別・年齢を問わず、相談できます。

電話で
相談

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

はやくワンストップ
#8891

性犯罪被害相談電話(警察)

ハートさん
#8103

SNSで
相談

Cure time(キュアタイム)



4月は若年層の性暴力被害予防月間 内閣府/警察庁/消費者庁/こども家庭庁/総務省/法務省/文部科学省/厚生労働省